

2019年度（第8期）事業計画書

（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

I. 協会スローガン

「時代を超えて」果たす責任・広がる未来！

II. 重点施策

- (1) 協会員は憲章に掲げる行動規範を遵守し、品位を維持する。
- (2) 交通安全教育を徹底し、交通災害を撲滅する。
- (3) 当該事業の内容を常に精査し、変化しつつある需要に的確な対処をすべく、適法・適切な請負契約を堅持する。
- (4) 入札制度参画にあつては、総合評価方式の導入を適宜訴えかける。
- (5) 会員各社構成員の業務研修の主宰にあつては、業界人としての知見の研鑽を企図した研修体制を構築する。
- (6) 運転サービス士主体の事業開催を企図し、運行サービスの品位向上を目指す。
- (7) 協会ホームページを適宜刷新し、充実した情報提供に努める。
- (8) 専門校にあつては、常に高品位な運転サービス士の育成を旨とする。
- (9) 各地区委員会の活動をとおして、各会員の相互理解を深め交流を醸成する。
- (10) 一般社団法人法に沿った協会運営を構築する。

III. 具体的事業活動内容

『定款に基づく事業』

- (1) 自家用自動車管理業に関する調査および研究
 - ・当該事業に対する顧客動向の調査および、事業展開に関連する法規等を覚知することを重視し、行政機関からの情報収集ならびに、適正対処の方策を研究する。
- (2) 自家用自動車管理業に関する指導および研修会、セミナー等の開催
 - ・当該業務知識の高揚を目途とした各種研修会を実践することで、当業界の倫理を醸成する。
- (3) 自家用自動車管理業に関する情報の収集および提供
 - ・関係機関および、行政当局からの情報収集または情報提供・交通事故実態調査
- (4) 自家用自動車管理業に関する人材育成
 - ・当該業務知識を包含する運行管理士の育成・運転士専門校の運営
- (5) 自家用自動車管理業に関する内外関係機関との交流および協力
 - ・関係機関および他団体等との交流実践・賀詞交歓会

- (6) 前号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業
 - ・当該事業にとって想定される法律改正および規制強化等を踏まえ、必要に応じて対処措置等を検討討議する専門プロジェクトチームを編成する。

1. コンプライアンス事業（コンプライアンス委員会）

- (1) 協会憲章および行動規範を重視した委員会討議を実践する。
- (2) 政府による働き方改革の推進を覚知し、「時間外労働時間の抑制、三六協定における上限設定の法制化」等に対応すべく、行政当局の意向注視、他産業との類例比較等、本件における調査確認および研究活動を積極的に実践する。
- (3) 入札制度参画のみに捉われることなく、顧客の業者選定の指標となる総合評価方式の精度充実を検討する。
- (4) 法令順守の普遍性および重要性を協会員に啓蒙し、以て当協会の倫理を確立する。

2. 研修事業（研修委員会）

- (1) 各種研修会「管理実務担当者・運転サービス士」の研修内容を対象別に協議し、実施方法および、実施地区を定める。
実施地区について本年度は、札幌・仙台・東京・名古屋・大阪が既決。
- (2) 運転サービス士主体の事業開催(コンテスト等)にあつては、主体的な参画とする。
- (3) 協会員が適宜実施する各種研修会にあつては、必要に応じて支援する。

3. 広報事業（広報委員会）

- (1) 協会ホームページの充足度合を常に精査し、最新の情報提供を図る。
- (2) 当協会に係る他団体等のイベントには、要請に応じて参加協力する。
- (3) ホームページ媒体を利用して、総合評価方式のPRを推進する。

4. 総務事業（総務委員会）

- (1) 時流の変化を見据えた当協会のあるべき姿勢、および将来像等を広義に亘り議論し、その方向性を模索する。
 - ・社会的に変化しつつある多種多様な移動ニーズに対し、当該事業に関連する課題等を鋭意検討する。
- (2) 協会全般の事務手続き、および運営基準等について審議する。
- (3) 新規に入会の意向を示す法人等に対する事前調査、および審査を厳格に実施するとともに、既存会員との調整を行なう。
- (4) 表彰制度の実施にともない、事前審査を行なう。
- (5) 安全運転キャンペーン（無事故キャンペーン）を主務的に実践する。
- (6) 内外関係機関との交流方策を常に検討し、適宜実践するとともに、協会主催の関係各位による交流会「定時総会時懇親会・新年賀詞交歓会」の運営充実を図る。

5. 専門校運営事業（専門校運営委員会）

- (1) 従前のおお、乗用車コースおよび、バスコースを設定し充実を図る。
- (2) 東京校年12回および、関西校年6回の開校を予定する。
- (3) 協会HPおよび、各会合を利して開校情報を発信し、受講者増を促進する。

6. 資格制度事業（資格制度委員会）

- (1) 運行管理士資格の精度維持を目途とした、定期的な講習会を開催する。
- (2) 定期講習会は運行管理士一般講習と称し、実施に際しては管理実務担当者研修会との合同開催とする。
- (3) 自主的認定制度である運行管理士資格に対する協会員の共通認識の醸成を図り、以て協会倫理に資する。また、各行政機関に対しては自主規制団体である旨を適宜情報発信することで、当協会の確実性を示す。

7. 定例委員会

- (1) 会員各社の職位に関わらず、積極的な当委員会への参加を促し、協会を取り巻く種々の課題および、懸念事項等に対して常に共通認識を維持する会議体とする。
「一部決定事項を含む会議体」
- (2) 必要に応じて各界有識者等による講演会を企画することとし、参加協会員の素養の高揚および、憲章に掲げる倫理観の涵養を目途とする。

8. 地区委員会

- (1) 全国に展開する会員各社の各地区における共通課題等について、鋭意協議するとともに、地域性を鑑みた研究ならびに、調査等を実践する。
- (2) 各地区における会員ならびに、他産業等との交流を行ない、相互理解を深める。
- (3) 東北地区・関東地区・中部地区・関西地区の4地区において、年2回程度の委員会活動を予定する。

以上